

## 事前調査の除外とその場合の掲示の方法について

## (1) 石綿含有成形板に関する事前調査の除外について

- ・法の規定では、明らかに特定工事に該当しない解体等工事として省令で定めるものは事前調査が除外される。

(対象：吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材)

- ・条例の対象となる石綿含有成形板を含む解体等工事について、事前調査を除外するかどうか。

条例の規定案	考え方
①事前調査を除外する	・ 改正法の規定に準じており、整合が図れる。
②事前調査を除外しない	・ 石綿を含有する建材の使用のないことが明らかである場合、事前調査を実施する必要性が薄い。 ・ 改正法との整合が図れない。

## (2) 掲示の方法について

- ・法の規定では、特定工事に該当しない場合は掲示の義務がない。

(対象：吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材)

- ・法や条例で事前調査を除外された解体等工事であっても、掲示を義務付けるかどうか。

条例の規定案	考え方
①掲示を義務付ける	・ 掲示により周辺住民の不安を解消する。
②掲示を求めない	・ 改正法の規定に準じており整合が図れるが、特定工事に該当するにも関わらず掲示をしていないのか、特定工事に該当しないから掲示をしていないのか分からないため、周辺住民の不安が払拭できない。